

## 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

令和 年 月 日   税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地  (フリガナ) 本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地  (フリガナ) 名 称 及 び 代 表 者 氏 名  法 人 番 号	(〒 - )  (電話番号 - - )  (〒 - )  (電話番号 - - )  (電話番号 - - )				
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。							
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日		令和 年 月 日					
事業内容等	設立年月日	平成 年 月 日 令和					
	事業年度	自 月 日 至 月 日					
	事業内容						
特定新規設立法人の判定	イ	特定要件の判定	①	特定要件の判定の基礎となった他の者	納税地等		
			②	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額	氏名又は名称	株(円)	③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合 (②/③×100)
	③	新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額		株(円)			
	ロ	基準期間に相当する期間の課税売上高	納税地等				
氏名又は名称							
基準期間に相当する期間			自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日 令和				
基準期間に相当する期間の課税売上高			円				
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。							
参 考 事 項							
税 理 士 署 名		(電話番号 - - )					
※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

# 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、その事業年度の基準期間がない資本金1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（新設開始日）において特定要件（※）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超える法人（消費税法第9条第4項の規定による届出書「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」の提出により消費税の納税義務が免除されない法人を除きます。）が提出するものです（法57②）。

※ 特定要件とは、他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合等をいいます。

(注) 1 特定新規設立法人に該当するかどうかの判定は、その基準期間がない事業年度（一般的には設立1期目及び2期目）開始の日においてそれぞれ行う必要があります。

2 設立第2期目以降において次の場合には、次の届出書の提出がそれぞれ必要となります。

イ 課税事業者となることを選択する場合

「消費税課税事業者選択届出書」（第1号様式）

ロ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合（イに該当する場合を除きます）

「消費税課税事業者届出書【基準期間用】」（第3-1号様式）

ハ 特定期間における課税売上高等が1,000万円を超える場合（イ・ロに該当する場合を除きます）

「消費税課税事業者届出書【特定期間用】」（第3-2号様式）

ニ 新設法人に該当することとなった場合（イ・ハに該当する場合を除きます）

「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」（第10-2号様式）

## 2 提出期限等

この届出書は、消費税法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人に該当することとなった場合に、速やかに提出することとされています。

## 3 記載要領等

(1) 元号は、該当する箇所に○を付します。

(2) 「消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、消費税法第12条の3第1項に規定する特定新規設立法人に該当することとなった事業年度の開始の日を記載します。

(3) 「設立年月日」欄には、法人を設立した年月日を記載します。

(4) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します。

なお、新規開業等の場合で設立1期目の事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

(5) 「事業内容」欄には、法人の事業内容を具体的に記載します。

(6) 「特定要件の判定の基礎となった他の者」欄

イ 「納税地等」欄には、特定要件の判定の基礎となった他の者の納税地を記載します。

なお、特定要件の判定の基礎となった他の者が個人事業者以外の個人である場合には、住所又は居所を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、特定要件の判定の基礎となった他の者の氏名又は名称を記載します。

(7) 「①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額」欄には、特定要件の判定の基礎となった他の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の数又は金額を記載します。

(8) 「新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額」欄には、新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額を記載します。

(9) 「③のうち、①の者が直接又は間接に保有する割合（②/③）×100」欄には、新規設立法人の発行済株式又は出資（新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額のうち、特定要件の判定の基礎となった他の者が直接又は間接に保有する割合を記載します。

(10) 「基準期間に相当する期間の課税売上高」欄

この欄には、判定対象者のうち、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えている者に関する事項を記載します。

イ 「納税地等」欄には、判定対象者の納税地を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、判定対象者の氏名又は名称を記載します。

ハ 「基準期間に相当する期間」欄には、判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間を記載します。

ニ 「基準期間に相当する期間の課税売上高」欄には、判定対象者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高を記載します。

なお、当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超える判定対象者が、特定要件の判定の基礎となった他の者である場合には、「納税地等」欄及び「氏名又は名称」欄の記載は不要です。

(11) 「参考事項」欄には、例えばこの届出書の「特定新規設立法人の判定」欄のイ①の者とロの者が異なる場合のその関係等、その他参考となる事項がある場合に記載します。

(12) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。